

# 業務委託契約書

- 1 業務名 県立広島病院及び県立安芸津病院 放射線被ばく線量測定業務
- 2 履行場所 県立広島病院及び県立安芸津病院
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日 まで

## 4 委託料

- (1) 単価に件数を乗じて得た額に、取引に係る消費税及び地方消費税を乗じた額を受注者に支払うものとする。

○県立広島病院

区分	単価	予定数量
X線、γ線、β線の被ばく線量測定		24,480 件
X線、γ線、β線、高速中性子線、熱中性子線の被ばく線量測定		432 件
手指用器具を用いるX線、γ線、β線の被ばく線量測定		180 件
眼部用器具を用いるX線、γ線、β線の被ばく線量測定		1,800 件

○県立安芸津病院

区分	単価	予定数量
X線、γ線、β線の被ばく線量測定		2,025 件

- (2) 請求金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- (3) 支払は完了払いとする。(毎月締め)

## 5 委託料限度額

- (1) 委託料限度額 ￥ \_\_\_\_\_ ー
- (2) 年度別内訳

年度	年度別委託料限度額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
令和8年度	￥ _____ (￥ _____ ー)
令和9年度	￥ _____ (￥ _____ ー)
令和10年度	￥ _____ (￥ _____ ー)

※委託料限度額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

## 6 契約保証金

- (1) 法人又は広島県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする法人又は広島県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「54Zその他」の資格に限る。)

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、法人を被保険者とする履行保証保険契約又は法人を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (2) 上記(1)以外の者  
免除

7 特約事項

- (1) 業務委託契約約款第 28 条第 4 項、同条第 6 項、第 42 条第 1 号、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 1 項の規定の運用については、「委託料」とあるのは、「5 (1)委託料限度額」と読み替えるものとする。
- (2) 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町 10 番 52 号  
氏名 地方独立行政法人広島県立病院機構  
理事長 栗井 和夫

受注者 住所  
氏名